



18

## 指定入院医療機関の役割

- ① 本制度に基づく医療は、病院の設置地域で完結するのではなく、対象者の地元等への円滑な復帰に向けての通過点である。
- ② 早期の社会復帰を目指し、小規模の病棟において、対象者の症状段階に応じて人的・物的資源を集中的に投入し、専門的な医療を提供する。
- ③ 社会復帰期等においては、一定の条件の下での外出・外泊を含め円滑な社会復帰のための取組みを進める。
- ④ 退院後における対象者の地元等での円滑な処遇に向けて、適切な処遇実施計画づくりに保護観察所に協力する。

19